

中小企業の  
経営者、総務  
部長必聴！

# 働き方改革関連法の 4月施行、対策セミナー の成立を受けて

4月17日(水)

- ・15:30～17:30
- ・道銀ビル12階会議室  
札幌市中央区大通西4丁目1 道銀ビル12階
- ・参加無料(事前申し込み必要)
- ・限定30名様

知らない！では済まされない。2019年4月からの  
法改正のポイントを徹底解説！

弁護士による裁判例の解説とポイント

**同一労働同一賃金**～企業が取り組むべき課題

上限が月45時間と厳格化

**残業時間の上限規制**～労働時間の正確な把握を

違反した場合には罰則が科されることも・・・

**有給休暇の取得義務化**～5日/年以上が義務に



[講師]

太田・小幡総合法律事務所

**上戸悠吏江** YURIE UETO

社会保険労務士

旭川市生まれ、立命館大卒。  
2008年太田総合法律事務所入所。  
東京事務所勤務を経て、2019年札幌事  
務所へ移動。弁護士法人内の社労士とし  
て労務の予防的な活動に重点を置いて  
活動中。

◎参加申し込み◎

参加ご希望の方は電話・FAX・メールにてお申し込みください。

電話:011-222-3251 FAX:011-222-5127

メール:oota-info@hk-plaza.co.jp

主催 太田・小幡総合法律事務所 法務・会計プラザ  
お問い合わせ 電話 011-222-3251